

基本理念

石川県交通安全計画は、人優先の交通安全思想の下、これまでの9次にわたる取組において、道路交通事故死者数を過去最悪であった時と比べて4分の1以下にまで減少させるなどの成果を上げてきたところである。

一方、依然として道路交通事故件数が高い水準で推移していることなどからも、より高い目標を掲げ、今後、なお一層の交通事故の抑止を図っていく必要がある。そのためには、これまで実施してきた各種施策の深化はもちろんのこと、交通安全の確保に資する先端技術を積極的に取り入れた新たな時代における対策に取り組むことが必要であり、これにより交通事故のない社会の実現への大きな飛躍を目指す。

1 交通事故のない社会を目指して

全国的に、本格的な人口減少と超高齢社会の到来を迎えている。また、交通手段の選択においても、地球環境問題への配慮が求められてきている。このような大きな時代変化を乗り越え、真に豊かで活力のある社会を構築していくためには、その前提として、県民が安全で安心して暮らせる社会を実現することが極めて重要である。

交通事故により、毎年多くの方が被害に遭われていることを考えると、交通安全の確保は「安全で安心な社会の実現」のための極めて重要な要素であり、人命尊重の理念に基づき、また、交通事故がもたらす大きな社会的・経済的損失をも考慮して、究極的には交通事故のない社会を目指すべきである。

2 人優先の交通安全思想

文明化された社会においては、弱い立場にある者への配慮や思いやりが存在しなければならない。

道路交通については、自動車と比較して弱い立場にある歩行者等の、また、全ての交通について、高齢者、障害者、子ども等の交通弱者の安全を一層確保することが必要となる。交通事故がない社会は、交通弱者が社会的に自立できる社会でもある。このような「人優先」の交通安全思想を基本として、あらゆる施策を推進していくべきである。

3 先端技術の積極的活用

これまで様々な交通安全対策がとられ、交通事故は一定の減少を見たところである。

今後、全ての交通分野において、更なる交通事故の抑止を図り、交通事故のない社会を実現するためには、あらゆる知見を動員して、交通安全の確保に資する先端

技術や情報の普及活用を促進していく必要がある。

4 交通社会を構成する三要素「人間・交通機関・交通環境」

本計画においては、このような観点から、交通社会を構成する人間、車両等の交通機関及びそれらが活動する場としての交通環境という三つの要素について、それら相互の関係を考慮しながら、交通事故の実態に対応した適切かつ効果的な対策を総合的に策定し、かつ、これを県民の理解と協力の下、強力に推進する。

(1) 人間に係る安全対策

交通機関の安全な運転を確保するため、運転する人間の知識・技能の向上、交通安全意識の徹底、指導取締りの強化、運転管理の改善、労働条件の適正化等を図り、かつ、歩行者等の安全な移動を確保するため、歩行者等の交通安全意識の徹底、指導の強化等を図るものとする。

また、交通社会に参加する県民一人一人が、安全で安心な交通社会を構築していこうとする前向きな意識改革を持つことが極めて重要であることから、交通安全教育、普及啓発活動を充実させる。この場合、交通事故被害者等（交通事故の被害者及びその家族又は遺族。以下同じ。）の声を直接県民が聞く機会を増やすことも安全意識の高揚のためには有効である。さらに、県民自らの意識改革のためには、県民が身近な地域や団体において、自ら具体的な目標や方針を設定したり、交通安全活動に積極的に参加するなど、安全で安心な交通社会の形成に積極的に関与していくような仕組みづくりが必要であり、関係機関・団体においては、それぞれの実情に応じて工夫することが必要である。

(2) 交通機関に係る安全対策

人間はエラーを犯すものとの前提の下で、それらのエラーが事故に結び付かないように、新技術の活用とともに、不断の努力によってその構造、設備、装置等の安全性を確保するとともに、各交通機関の社会的機能や特性を考慮しつつ、高い安全水準を常に維持させるための措置を講じ、さらに、必要な検査等を実施し得る体制を充実させるものとする。

さらに、事業者は、多くの利用者を安全に目的地に運ぶ重要な機能を担っていることに鑑み、運転者等の健康管理を含む安全対策に一層取り組む必要がある。

また、2020年には東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されることを踏まえ、公共交通機関等へのテロや犯罪等の危害行為により交通の安全が脅かされることのないよう、政府のテロ対策等とあいまって公共交通機関等の安全を確保していくものとする。

(3) 交通環境に係る安全対策

機能分担された道路網の整備、交通安全施設の整備、交通管制システムの充実、効果的な交通規制の推進、交通に関する情報の提供の充実、施設の老朽化対策等を図るものとする。

また、交通環境の整備に当たっては、特に、人優先の考えの下、各種の施策を充実させるものとする。

道路交通においては、生活道路、通学路、市街地の幹線道路等において、安全な歩行空間の確保に努めるなど、人優先の交通安全対策の更なる推進を図ることが重要である。

5 情報通信技術（ICT）の活用

これら三要素を結び付けるものとして、また、三要素それぞれの施策効果を高めるものとして、情報の役割が重要である。情報社会が急速に進展する中で、安全で安心な交通社会を構築していくためには情報を活用することが重要であり、特に、情報通信技術（ICT:Information and Communications Technology）の活用は人の認知や判断等の能力や活動を補い、また、人間の不注意によるミスを打ち消し、さらには、被害を最小限に止めるなど交通安全に大きく貢献することが期待できる。このようなことから、高度道路交通システム（ITS: Intelligent Transport Systems）の取組や活用等を積極的に推進する。

6 救助・救急活動及び被害者支援の充実

交通事故の被害を最小限に抑えるため、迅速な救助・救急活動の充実、負傷者の治療の充実を図る。また、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）を踏まえ、一層の被害者支援の充実を図るものとする。

7 参加・協働型の交通安全活動の推進

交通事故防止のためには、県、市町、関係民間団体等が緊密な連携の下にそれぞれの責任を担いつつ、施策を推進するとともに、県民の主体的な交通安全活動を積極的に促進することが重要であることから、県及び市町の行う交通の安全に関する施策に計画段階から県民が参加できる仕組みづくり、県民が主体的に行う交通安全総点検、地域におけるその特性に応じた取組等により、参加・協働型の交通安全活動を推進する。

8 効果的・効率的な対策の実施

現在、県及び市町では厳しい財政事情にあるが、悲惨な交通事故の根絶に向けて、交通安全対策については、こうした財政事情を踏まえつつも、交通安全を確保することができるよう取組を進めることが必要である。そのため、地域の交通実態に応じて、少ない予算で最大限の効果を挙げることができるような対策に集中して取り組むなど、効率的な予算執行に配慮するものとする。

また、交通安全施策は多方面にわたっているため、これらを相互に、有機的に連携させ、総合的かつ効果的に実施することが肝要である。これらの施策は、少子高

齡化、国際化等の社会情勢の変化や交通事故の状況、交通事情等の変化に弾力的に対応させるとともに、その効果等を勘案して、重点的かつ効果的に実施するものとする。

さらに、交通の安全は、交通需要や交通の円滑性・快適性と密接な関連を有することから、これらの視点にも十分配慮するとともに、沿道の土地利用や道路利用の在り方も視野に入れた取組を行っていくほか、地震等に対する防災の観点にも適切な配慮を行うものとする。なお、これらの施策の推進に当たっては、降雪地域である本県の実情に鑑み、特に、冬期間における交通安全対策に十分配慮するものとする。